

令和元年8月2日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 桂 充弘

公益通報（第28 - 01 - 47号・第30 - 01 - 73号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成30年11月26日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が次のような措置をとったことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、策定した計画の進捗状況については、年度ごとに本委員会へご報告ください。

記

確認内容

生活保護実施体制において、査察指導員及びケースワーカーの配置数に占める社会福祉主事の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の割合（以下「充足率」という。）について、以下の基本方針に沿って、令和6年度末までに充足率を100%とする計画を策定したこと（別添参照）

<基本方針>

- 人事異動 : 生活保護業務に従事する福祉職員及び有資格者の配置割合を増加
- 採用 : 資格を有する福祉職員の採用者数の増加を継続
- 研修受講 : 資格取得のための通信課程の受講枠の拡充

（参考）勧告の内容

大阪市長は、本件を全市的な問題としてとらえ、生活保護実施体制において、社会福祉法の趣旨を満たす査察指導員及びケースワーカーの配置（社会福祉主事の資格がない者の資格取得を含む。）についての具体的な計画を策定すること。ただし、当該計画の策定に当たっては、生活保護実施体制の水準を落とすことがないように、また当該計画の実施期間及び内容については実行可能で合理的なものであるよう、十分な検討を行うこと。

充足率に係る配置計画（本委員会に提出された本件措置報告資料より）

	H30	R1 計画	R2 計画	R3 計画	R4 計画	R5 計画	R6 計画	R7 計画
必要配置数	1,022	1,001	991	976	975	973	973	973
有資格者数	676	741	793	840	882	923	962	973
充足率	66.1%	74.0%	80.0%	86.1%	90.5%	94.9%	98.9%	100.0%
増加の取組	異動	28	17	12	9	9	6	12
	採用	37	22	21	18	21	21	30
	研修	22	72	72	72	72	72	42
	退職等	15	27	26	25	29	28	28
	任期付の減	7	32	32	32	32	32	45